

「茨城県犯罪被害者等支援条例（仮称）（案）」への御意見に対する考え方について

1 実施期間

令和4年2月1日（火） から 14日（月） まで

2 御意見の件数

御意見を寄せていただいた方 2人・6団体（13件）

3 御意見（要旨）と考え方

番号	条項等	御意見（要旨）	考え方
1	第2条第4号 （定義：二次的被害）	○ 二次的被害の対象に、インターネットを通じて行われる誹謗中傷や、報道機関による過剰な取材を入れていることは、踏み込んだ対応をしており、良い案だと思う。	○ 御意見ありがとうございます。 御意見のとおり、二次的被害の防止は重要な課題であり、本条例案では、基本理念に掲げるほか、個々の規定にも盛り込んでおります。
2	第9条ないし第17条 （※施策）	○ 警察の対応だけではなく、行政の対応も盛り込まれていることは、ニーズにそった幅広い観点で検討しているものと感じ、賛同する。	○ 御意見ありがとうございます。 被害者の方のニーズは、生活上の支援をはじめ多岐にわたっており、警察や行政、司法等の関係する機関・団体等が相互に連携していくことが必要との認識に基づき、県執行部とも協議を重ねながら、立案いたしました。 本条例施行後の具体の取組の推進に係る貴重な御意見として、県執行部にお伝えいたします。
3	第18条 （推進体制の整備） 第19条 （財政上の措置）	○ 条例の実効性を確保するために、非常に重要な部分だと思うので、成果が出るように、取り組んで頂きたい。	○ 御意見ありがとうございます。 本条例施行後の具体の取組の推進に係る貴重な御意見として、県執行部にお伝えいたします。
4	第16条 （人材の育成）	○ 人材の育成について、犯罪被害者の支援を的確に行うために、専門的な知見を持った方を育てていただきたい。	○ 御意見ありがとうございます。 本条例施行後の具体の取組の推進に係る貴重な御意見として、県執行部にお伝えいたします。

番号	条項等	御意見（要旨）	考え方
5	第9条ないし第17条 （※施策）	<p>○ 茨城県において、犯罪被害者支援に特化した条例制定に向けて動いていることを歓迎する。</p> <p>ただ、条例案を拝見したところ、経済的支援（支援金等）やその金額、その他弁護士相談や臨床心理士相談の相談料補助等、具体的な規定はなく、残念ながら明石市における条例等、先進的なものに比べると、抽象的であり、支援について不足する部分があると思う。</p> <p>そこで、より具体的かつ充実した施策が盛り込まれることを希望する。</p>	<p>○ 御意見ありがとうございます。</p> <p>御意見いただいた経済的な支援については、重要な御提案と受け止めております。</p> <p>経済的負担の軽減については、第14条に規定しております。また、必要な財政上の措置について、第19条に規定しております。</p> <p>今後取り組んでいく具体的な施策に関しては、本条例では第8条の支援計画において定めることとしております。</p> <p>同計画の策定等に当たって、いただいたご意見は非常に貴重なものと考えますので、本条例施行後の具体の取組に反映されるよう、県執行部にお伝えいたします。</p>
6		<p>○ この条例の制定に向け、ご尽力いただいたこと、厚く御礼申し上げます。</p> <p>条例案につきまして、特に意見はない。</p> <p>願わくば、この条例が制定された後、当センターへの予算が付きまますよう、続けての支援をお願いします。</p>	<p>○ 御意見ありがとうございます。</p> <p>本条例施行後の具体の取組の推進に係る貴重な御意見として、県執行部にお伝えいたします。</p>
7		○ 意見なし	○ 賛同の御意見として受け止めさせていただきます。
8		○ 意見なし	○ 賛同の御意見として受け止めさせていただきます。
9	第2条第1号 （定義：犯罪等）	<p>○ 犯罪等は、国内の刑法犯にとどまるものなのか。海外において犯罪に巻き込まれた場合は含まれないのか。</p> <p>国内の刑法犯とする場合、窃盗や特殊詐欺等による金銭困窮や社会的地位の棄損による自傷行為等被害も対象とするのか。</p>	<p>○ 御意見ありがとうございます。</p> <p>「犯罪等」の定義については、「犯罪被害者等基本法」第2条第1項の定義のとおり、「犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為」としており、国内の刑法犯に限定はしていません。</p> <p>なお、個々の施策の対象となる者については、県執行部において、施策ごとに適切に設定されるものと認識しております。</p> <p>本条例施行後の具体の取組の推進に係る貴重な御意見として、県執行部にお伝えいたします。</p>

番号	条項等	御意見（要旨）	考え方
10	第2条第2号 (定義：犯罪被害者等)	○ 範囲は茨城県内在住者のみか。この定義であると、国内外を問わず申請をすれば支援対象になるものとする。	○ 御意見ありがとうございます。 本条例は、県民を対象としております。 なお、個々の施策の対象となる者については、県執行部において、施策ごとに適切に設定されるものと認識しております。 本条例施行後の具体の取組の推進に係る貴重な御意見として、県執行部にお伝えいたします。
11	第8条第2項第2号 (支援計画)	○ 具体的な支援策は条例制定後、県において策定することになると思うが、加害者への求償権行使も含んでほしい。	○ 御意見ありがとうございます。 今後取り組んでいく具体的な施策に関しては、第8条の支援計画において定めることとしております。 いただいたご意見は非常に貴重なものと考えますので、本条例施行後の具体の取組に反映されるよう、県執行部にお伝えいたします。
12	第10条 (心身に受けた影響からの回復)	○ 具体的な施策は条例制定後、県において策定することになると思うが、「心身に受けた影響から早期かつ円滑に回復できるようにするため」の「保健医療サービス及び福祉サービス」について、第14条と関連してくるが、被害者に経済的な負担が生じない、かつ、被害者が必要とするサービスを適切に受けられることができるような施策を策定してほしい。	○ 御意見ありがとうございます。 御意見のとおり、今後取り組んでいく具体的な施策に関しては、第8条の支援計画において定めることとしております。 同計画の策定等に当たって、いただいたご意見は非常に貴重なものと考えますので、本条例施行後の具体の取組に反映されるよう、県執行部にお伝えいたします。
13	—	○ 条例（案）の内容に対する意見ではなく、インターネット等による誹謗中傷が多く、精神的な苦痛を受けている方が増えてきていることから、誹謗中傷に関する単独の条例制定の検討をお願いします。	○ 御意見ありがとうございます。 本条例案は、犯罪被害者等への支援を目的としたものであることから、犯罪被害者等に対する二次的被害の防止の観点より、インターネットを通じて行われる誹謗中傷について盛り込んでおります。